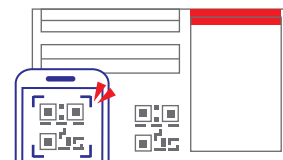


01 市税の納付方法が拡大

■問合せ 納税課 ☎ 41-2600



● 4月から次の税目の納付書にQRコードとeL番号が印字され、納付方法などが拡大します。詳しくは、市または地方税共同機構（eLTAX地方税ポータルシステム）のホームページで確認を。

▶**対象税目** 市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

▶**納付方法** ①専用サイト「地方税お支払サイト」にアクセスして納付

地方税共同機構が運営する専用サイトにアクセスし、納付書のQRコードを読み取る、またはeL番号を入力して、次の方法で納付可

- ・クレジットカード決済
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト方式（預金口座と引き落とし日を指定した口座振替）
- ・ペイジー番号を発行してATMやインターネットバンキングで支払う方法

②QRコードを読み取るスマホアプリ決済

③全国の金融機関窓口での納付

※ QRコード等がない場合は、納付書の再発行について納税課へ連絡を

※ 対象のスマホアプリ、金融機関は地方税共同機構ホームページで確認を



大牟田市
ホームページ



地方税共同機構
ホームページ

● **バーコードが印字された納付書は、引き続き次の納付方法が可能です。**

①「大牟田市納付サイト」にアクセスして、バーコードを読み取るクレジットカード決済

※ただし、市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）は「地方税お支払サイト」でのみ納付可能です。

②バーコードを読み取るスマホアプリ決済

d払い、auPAY、PayPay、PayB、支払秘書、LINE Pay

③コンビニエンスストアでの納付

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

02 固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧

■問合せ 税務課資産税担当 ☎ 41-2609

令和5年度の固定資産税・都市計画税に関する評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧と、評価額および課税標準額・課税額等を記載した固定資産課税台帳の閲覧を開始します。

▶**と き** **縦覧** 4月1日～5月31日

閲覧 通年

土・日、祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分

（正午～午後1時は閲覧のみ）

▶**ところ** 税務課13番窓口

▶**手数料** **縦覧** 無料

閲覧 1件300円

※4月1日～5月31日は無料

（借地・借家人は有料）

▶**縦覧・閲覧申請に必要な物**

・本人または同居の親族の場合

⇒本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

・本人の代理人の場合

⇒委任状、代理人の本人確認のための書類

・借地・借家人の場合（閲覧のみ可）

⇒本人確認のための書類、賃貸借契約書、賃借料の領収書（原本）

● 地籍調査が完了し、法務局の登記簿が更新された土地については、翌年度から固定資産税・都市計画税の課税地積・価格などが変更されます。

03 日本年金機構から国民年金保険料納付案内書（納付書）が 発送されます

■問合せ 日本年金機構 大牟田年金事務所 ☎52-5294
保険年金課 国民年金担当 ☎41-2607

令和5年度の保険料は **月額16,520円**

- 保険料は前納（前払い）がお得です
各月払いの納付書の他、半年前納と1年前納の納付書が同封されています。
2年前納を希望する人は、大牟田年金事務所へ申し出てください。
前納する場合は、5月1日(月)までに納める必要があります。

納付書が届いたら、銀行やコンビニなどで納めてください。

◆令和5年度の学生納付特例を受け付けています

学生で保険料の納付が困難な人は、学生納付特例を申請できます。所得など一定の基準に該当すると承認され、保険料の納付が猶予されます。

▶持ってくる物

①年金手帳または基礎年金番号通知書、②本人確認ができる物（マイナンバーカード、運転免許証など）、③学生証のコピーまたは在学証明書、④代理人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認ができる物

▶届け出先

大牟田年金事務所または保険年金課国民年金担当

04 介護保険料を普通徴収（納付書・口座振替）で納める65歳以上の皆さんへ 介護保険料の納付通知書を発送します

■問合せ 福祉課 介護保険担当 ☎41-2683

介護保険は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、通知書を必ず読んで、介護保険料の納付をお願いします。

- ▶発送予定 4月中旬
- ▶納期限 通知書に記載

! 保険料を滞納すると…

滞納期間に応じて、介護保険を利用する時に制限がかかります。納付が難しい人は、分割納付や減免の制度もありますので、早めに相談してください。

05 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ 新型コロナに係る傷病手当金の適用期間は5月7日まで

■問合せ 保険年金課 国民健康保険担当 ☎41-2606
後期高齢者医療担当 ☎41-2665

国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（給与等の支払いを受けている人）に対する傷病手当金の支給適用期間は、令和5年5月7日(日)までとなりました。

なお、申請できる期間は、労務に服することができなかった日から2年間です。詳しくは問い合わせてください。

06 技術開発支援助成を受ける事業者などを募集

大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成事業

▶対象

- 次の①、②の事業を行う企業など
- ①新技術または新製品の研究開発など
 - ②製造工程または品質の改善など

- ▶助成率 対象経費の①2分の1以内、
②5分の1以内

- ▶助成限度額 ①200万円、②50万円

- ▶対象期間 いずれも単年度

- 申請・問合せ 産業振興課 (☎41-2752)

(公財)大牟田市地域活性化センター技術開発支援助成事業

▶対象

- 次の①、②の事業を行う企業や研究グループ、研究者など
- ①新技術または新製品の開発や生産工程の改善など
(技術開発事業)
 - ②予備的検討を行う事業など(調査研究事業)

- ▶助成率 いずれも対象経費の2分の1以内

- ▶助成限度額 1件当たり①100万円、②50万円

▶対象期間

- ①技術開発事業…上限2年 ②調査研究事業…単年度

■申請・問合せ

(公財)大牟田市地域活性化センター(☎56-1717)

いずれも、

- ▶選定方法 書類審査およびプレゼンテーション審査(有識者などによる審査)
▶申込期間 4月5日(水)～5月9日(火)の平日午後5時15分必着

07 大牟田で働く若者を応援します

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724

市内で働く若者の奨学金返還を支援

おおむた 100 若者未来応援事業



市内に居住する若者が、市内の中小企業等に就職した場合などに、在学時に貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助します。

- ▶補助額 1年間の奨学金の返還額または10万円のいずれか低い方の額(最大3年間)

- ▶対象 次の5つの条件を全て満たす人
- ①以下のいずれかに該当すること
 - ・市内の中小企業等に正規雇用で就職をした(※1)
 - ・市内で起業し、事業を行っている
 - ・市内で新たに個人事業(農業・漁業など)に従事した経営者や事業専従者
 - ②就職日現在の年齢が、満45歳未満である
 - ③大牟田市に住所を有する
 - ④大学・高校など在学习中に奨学金の貸与を受けた
 - ⑤奨学金の返還を滞納なく行っている

- ▶申請期限 交付基準日(※2)から起算して6カ月以内

賃貸住宅にかかる家賃の補助金を交付

UIJ ターン若者就職奨励金制度



UIJターンで市内に転入した若者が賃貸住宅に居住し、かつ、中小企業等に就職した場合などに、奨励金を交付します。

- ▶交付額 1年につき12万円(最大3年間)

- ▶対象 次の5つの条件を全て満たす人
- ①以下のいずれかに該当すること
 - ・市内の中小企業等に正規雇用で就職をした(※1)
 - ・市内で起業し、事業を行っている
 - ・市内で新たに個人事業(農業・漁業など)に従事した経営者や事業専従者
 - ②就職日現在の年齢が、満45歳未満である
 - ③市外に住所を有した後、大牟田市に転入をした
 - ④転入日が、就職日の3カ月前～6カ月後
 - ⑤賃貸住宅(社宅、寮等を除く)を借りて、家賃の支払いをしている

- ▶申請期限 交付基準日(※3)から起算して6カ月以内

※1 正規に準じた雇用形態であれば、非正規でも対象となる場合もあり
 ※2 就職日または奨学金返還開始日のうち、いずれか遅い日の翌月の初日
 ※3 就職日または転入日のうち、いずれか遅い日の翌月の初日

● 詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

08

新商品等開発や販路開拓に取り組む事業者を支援します

ウィズ・アフターコロナ対応新商品開発等支援事業費補助金

■問合せ 産業振興課 ☎ 41-2762

ウィズ・アフターコロナを見据え、全国発送可能な新商品の開発や既存商品の改良、販路開拓などに取り組む市内事業者に対し、その取り組みに要する経費の一部を補助します。

▶補助対象事業等

対象商品	全国発送が可能な加工食品	
対象事業	1. 新商品等開発事業	2. 販路開拓事業
事業内容	新商品の開発または既存商品の改良 例①飲食店で提供している料理の真空パックによる商品化 例②既存人気商品のリパッケージ	対象商品を商談会、求評会、見本市等へ出展する販路開拓促進事業 例①市外の求評会へ出展し、バイヤーと商談 例②WEB 商談会へ出展し、取引先と商談
対象経費(例示)	①機械装置導入費 真空包装機、急速冷凍庫等 ②開発費 試作品・パッケージ開発費等 ③広告宣伝・販売促進費 チラシ・Web サイトの作成費等 ④委託費 専門家に対する謝金、成分検査、デザイン費等	①広告宣伝・販売促進費 出展(小間)料、展示装飾費、チラシ・パンフレット・ポスター作成費、旅費等 ②委託費 専門家に対する謝金、デザイン費、商談会等コンサルティングに支払う経費等
補助率	2/3以内	1回目: 2/3以内、2回目: 1/2以内
上限額	50万円	30万円/回
申請期間	4月3日(月)～5月17日(水)午後5時必着	4月3日(月)～予算額に達するまで
選定方法	提出書類による書類審査	
補助対象者	次の①、②のいずれかに該当する者 ①大牟田市内に店舗や製造工場等を有する中小企業者 ②次の要件の全てを満たしている団体であって、上記①が構成員に含まれているもの ア 組織運営に係る意思決定の手続きを定めた定款、規約またはこれに類するものを有していること イ 年間の事業計画および収支予算を定めていること	
補助要件	補助を受ける事業の取組内容について、専門家※の指導を受けること ※よろず支援拠点、農商工連携アドバイザー、中小企業119認定経営革新等支援機関(大牟田商工会議所など)の推薦を受けた専門的な知識や経験を有するもの	

▶申請方法 申請書(市ホームページでダウンロード可)に必要事項を記入の上、郵送、メールまたは直接、産業振興課へ
 受付時間: 午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く)

詳しくは、市HPから→



09 まちづくり基金事業の募集

■申込み・問合せ 産業振興課 ☎41-2762

中心市街地の活性化などにつながる自主的なまちづくり事業や店舗改修を行う場合、経費の一部を補助します。

ハード・ソフト事業

商業・観光および地域振興、中心市街地活性化に寄与する事業

▶対象 商店街等の団体

▶募集期間 4月3日(月)～5月15日(月)

※審査会でのプレゼンテーション後、事業を認定。

店舗改修事業

①既存の店舗改修

▶対象 市内の店舗を営業している人

▶補助率 工事費の10分の1以内

▶上限額 20万円

★指定区域の場合は補助率、上限額を引き上げます(補助率…工事費の10分の2以内、上限額…40万円)。

②空家・空き店舗改修

▶対象 中心市街地の空家・空き店舗で営業を開始する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

★一定の条件を満たす場合、上限額を引き上げます(引き上げ額…100万円、上限額…300万円)。

③多目的トイレの設置

▶対象 中心市街地の店舗に多目的トイレを設置する人

▶補助率 工事費の2分の1以内

▶上限額 100万円

④新築店舗整備

▶対象 中心市街地で店舗を新築する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

店舗改修事業の対象業種

小売業・宿泊業、飲食サービス業・娯楽業・生活関連サービス業・教育、学習支援業・情報通信業・不動産、物品賃貸業など

● 詳細については、上記の問い合わせ先または市ホームページで確認してください。



おおむた大蛇山WAONカードによる売上げの一部は、協定に基づきイオン九州株式会社から大牟田市に寄附され、まちづくり基金の財源の一部となっています。

10 犬の登録と狂犬病予防集合注射

■問合せ 保健衛生課 ☎41-2669

登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回(生後91日以上)の犬)。会場で登録もできます。

▶手数料 登録と初めて予防注射を受ける犬…6,200円～犬鑑札および注射済票を交付します
 予防注射のみを受ける犬(登録済み)…3,200円～注射済票を交付します

※市内動物病院でも、同一料金で犬の登録や予防注射を受けることができます。



- ・予防注射には、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・犬の体調により、注射できない場合があります。
- ・通知はがきは、問診欄に記入し必ず持ってきてください。
- ・手数料はなるべくお釣りのないようお願いします。

4月	9日(日)	手鎌小学校	10:00～11:00	4月	22日(土)	三池小学校	13:30～14:30
		上内小学校	11:50～12:50			白川小学校	15:20～16:20
	15日(土)	中友小学校	13:30～14:30	5月	23日(日)	平原小学校	10:00～11:00
		天の原小学校	15:20～16:20			みなと小学校	11:50～12:50
	16日(日)	保健センター「らふる」	10:00～11:00		21日(日)	保健センター「らふる」	10:00～11:30
		銀水小学校	11:50～12:50				

● 次の相談等は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所(☎0944-72-2163)で受け付けています。

- ・犬、猫に関する相談等
- ・犬、猫の引き取り、犬の捕獲等
- ・こう傷事故の届出(犬が人を噛んだ)
- ・動物取扱業の申請、更新等
- ・特定動物の許可申請等

11 子ども会活動に参加しよう

■問合せ 生涯学習課 ☎41-2864

子ども会活動は、地域の誰もが育成者・指導者として協力することができます。
子ども会に関することは、気軽に相談してください。

令和5年度子ども会安全共済会

子ども会活動中の負傷や物損等の賠償を補償します。

※大牟田市子ども会育成者
連絡協議会（市子連）
への加入が必要です。

市子連年会費
子ども会：1,200円
子ども1人あたり：40円

- ▶掛 金 1人あたり年額150円
- ▶申込期間 4月10日(月)以降
- ▶受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
- ▶受付場所 生涯学習課（延命庁舎）

市子連総会・子ども会説明会

各子ども会から必ず参加してください。

- ▶と き 4月9日(日)
午前10時～11時30分
- ▶と ころ 労働福祉会館 中ホール



12 モラルール通信 モラルを高めルールを守ろう

■問合せ 大牟田市ごみ散乱防止連絡協議会事務局（環境業務課内）☎41-2723

大牟田市ごみ散乱防止条例により、国道208号旭町交差点～警察署前交差点が「ごみ散乱防止推進区域」に、諏訪公園および緑地運動公園が「ごみ持ち帰り推奨区域」に指定されています。毎年12月に指定区域を含む市内5カ所のごみ散乱実態調査を行っています。

現在、各地で市民の皆さんによるボランティア清掃等が実施されており、環境美化への意識が高まっています。

調査結果から分かるとおり、散乱ごみの総数だけでなく、たばこの吸い殻なども増加しています。

■市内散乱ごみ実態調査結果
(令和4年12月実施分) 単位：個

今回

種 別	3年12月	4年12月
空き缶・空きビン	7	24
ペットボトル	9	6
紙くず・ビニール等	203	265
その他	36	63
合 計	255	358
たばこの吸い殻(別計)	197	701

※紙くず・ビニール等は、たばこの箱以上の大きさのもの

これからもポイ捨てごみをなくすためには、私たち一人ひとりの心掛けが必要です。
まちをごみ箱にしないように、皆さんの協力をお願いします。

13 あなたの「こえ」を聴かせてください

■問合せ 市民生活課 ☎41-2601

市では、市民の皆さんが生活の中で気付いた意見や提案等を聴き、市政に反映するため「市民のこえ」を受け付けています。

ホームページ
での受付はこ
ちらから→



- ▶受付 料金後納の専用はがきのほか、市民生活課への電話、郵便、FAX、来訪、また市ホームページなど、さまざまな方法で受け付けています。

▶専用はがきの設置場所

市役所正面玄関や市民課等の窓口、各地区公民館、図書館、文化会館、えるる、総合福祉センター、観光プラザ、ゆめタウン大牟田、イオンモール大牟田

▶市民のこえの公開

寄せられた意見や提案等とその対応結果は、個人情報に留意して市ホームページで公開しています。